

答 申

第 1 審査会の結論

「バイオラボ問題に対して県が当時の 課職員及び上司に対して下した処分が分かる書類」との公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）の規定により長崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定を取り消し、改めて存否応答拒否の決定を行うべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求の内容

異議申立人は、平成 23 年 2 月 15 日付けで、条例第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して本件開示請求を行った。

2 処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、「バイオラボ問題に関する処分関係文書」を対象公文書として特定し、平成 23 年 2 月 25 日付けで異議申立人に対し、不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に対し通知した。

3 異議申立ての経緯

異議申立人は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成 23 年 2 月 27 日付けで異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第 3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「不服申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書において主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

バイオラボ問題に関する処分があったことは、本件処分により分かった。

懲戒処分があったときは、速やかに県民に公開すべし。

個人の権利侵害より、いわゆる公共の福祉を優先すべし。

何でも個人情報で隠すのは疑問。

条例第7条第1号ただし書をどう理解しているのか見解を問う。

そもそも懲戒処分は減給、戒告といった個人の権利利益の一部を制限するものであり、個人に関する情報ではなく県の行政行為である。

県は懲戒処分に係る情報を公にすることに規定はなく、今後も公にされる予定はないと言うが、職員を処分した他の事案との整合性はとれているのか。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、理由説明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件対象公文書について

###### (1) 本件対象公文書の特定

本件開示請求に係る公文書開示請求書(以下「本件開示請求書」という。)には、「バイオラボ問題に対して県が当時の 課職員及び上司に対して下した処分が分かる書類」と記載されていたことから、バイオラボ問題に関する処分関係文書を本件対象公文書として特定した。

なお、本件開示請求書に「何故、当時の課長が(中略) 課長に戻ったかが分かる資料」と記載されているが、人事異動の理由等を記載した文書は存在しない。

###### (2) 本件対象公文書の内容

本件対象公文書は、バイオラボ株式会社の経営破綻に関する県や関係者の責任について、結果として公金1億円を毀損し、県民の信頼を損なうことになったことから、実務を統括する立場にあった関係職員に対し、処分を行ったことを内容としている。

##### 2 不開示とした理由

###### (1) 条例第7条第1号の該当性について

本件対象公文書には、特定の個人に対する処分内容が記載されていること、また、開示すれば本件開示請求書に記載されている「 課職員及び上司」に対する処分の有無が明らかになることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、個人に関する情報が公になれば個人の権利利益を害することとなり、条例第7条第1号に該当する。

###### (2) 条例第7条第1号ただし書の該当性について

職員の処分にかかる情報を公開することについて、法令・条例において規定はなく、また、慣行により今後公にされる予定もないこと、当該文書を不開示としても人の生命、健康、生活、財産を脅かすおそれはないこと、また、公務

員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する職員の身分取扱いに関する情報であるため、管理される職員の個人情報として保護される必要があり、「職務の遂行に係る情報」には当たらず、条例第7条第1号ただし書には該当しない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 本件対象公文書の特定について

本件開示請求書には、請求する公文書の名称又は内容として「バイオラボ問題に対して県が当時の 課職員及び上司（以下「特定課の職員」という。）に対して下した処分が分かる書類」と記載されており、異議申立人は特定課の職員の処分が記載された書類の開示を求めていると認められる。

これに対し、実施機関は、処分の対象者及び処分内容が分かる公文書として、「バイオラボ問題に関する処分関係文書」を本件対象公文書として特定し、本件処分を行ったものである。

しかしながら、特定課の職員の処分の有無を含むすべての処分内容がわかる「バイオラボ問題に関する処分関係文書」は、「特定課の職員の処分が記載された書類」とは異なるものである。

また、実施機関は、文書の開示により、請求者に、個人情報である特定課の職員の処分の有無が明らかにならないように本件処分を行ったと認められるが、「特定課の職員の処分が記載された書類」の開示を求める請求者からすれば、実施機関の意図とは異なり、「特定課の職員の処分が記載された書類」が含まれた「バイオラボ問題に関する処分関係文書」が開示となつたという印象を受けるおそれがある。

さらに、「特定課の職員の処分が記載された書類」の存否について回答した場合、後述のとおり、特定課の職員の処分の有無を明らかにすることと同様の結果となると考えられる。

こうしたことから、実施機関が「バイオラボ問題に関する処分関係文書」を本件対象公文書として特定したうえで本件処分を行ったことは、適切ではなかったと判断せざるを得ない。

### 2 存否に関する情報について

条例第10条は、開示請求者に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条各号に規定する不開示情報を開示することになるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否できる旨を規定している。

そこで、「特定課の職員の処分が記載された書類」の存否を明らかにすること

が、不開示情報を開示することとなるか否かについて、以下のとおり検討した。

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報については、不開示とすると定めている。

本件開示請求は、バイオラボ問題に関する特定課の職員の処分が記載された書類を請求するものであるが、バイオラボ問題に関係した特定課の職員については、公開されている情報と照合することにより個人の識別が可能であり、その存否を答えることは、特定の個人に対して処分が行われた事実の有無を答えることと同様の結果が生じ、同号の不開示情報に該当する。

なお、同号ただし書に該当する場合には、例外的に開示することとなるが、県の職員の処分については、公にする法令・条例の規定はなく、慣行により今後公にされる予定もないことから、ただし書アには該当しない。裁量により公開され、又は今後公開されることがあったとしても、上記判断には影響しない。また、人の生命、健康、財産等を保護するために、公にする必要性が認められないことから、ただし書イには該当しない。そして、職員の人事管理上保有する処分等に関する情報は、管理される職員の個人情報として保護される必要があり、「職務に関する情報」には当たらないことから、ただし書ウには該当しないと判断した。

## 2 本件処分について

上記のとおり、本件開示請求の対象となった文書の存否を明らかにすることは、不開示情報を開示することと同様の結果となることから、本件処分を取り消し、条例第10条の規定により、本件請求対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否（存否応答拒否）すべきである。

## 3 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

なお、本件開示請求書に「何故、当時の課長が（中略）課長に戻ったかが分かる資料」と記載された部分について、本件異議申立てにおいて触れられていないため、当審査会としては判断しない。

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年 3 月 4 日	・ 実施機関から諮問書を受理
平成23年 3 月16日	・ 実施機関から理由説明書を受理
平成23年 4 月 3 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成23年 4 月25日	・ 審査会（概要説明）
平成23年 6 月27日	・ 審査会（審査及び実施機関から意見聴取）
平成23年 8 月26日	・ 審査会（審査）
平成23年 9 月30日	・ 答申

長 崎 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員 名 簿

氏 名	役 職	備 考
石 橋 龍 太 郎	弁 護 士	会 長 職 務 代 理 者
今 福 雅 彦	長崎新聞社総務局長	
岡 本 芳 太 郎	長崎大学経済学部教授	会 長
福 村 喜 美 子	N P O 法 人 グ リ ー ン ク ラ フ ト ツ ー リ ズ ム 研究会はさみつんなむ会会長	
山 中 英 子	司 法 書 士 ・ 行 政 書 士	